

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

(注) 傍線は改正部分を示す。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(この法律の失効)</p> <p>第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>附則</p> <p>(この法律の失効)</p> <p>第三条 この法律は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>(所掌事務の特例)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
平成十四年三月三十一日	(略)	平成十四年三月三十一日	(略)
平成二十五年三月三十一日	(略)	平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)
(削除)	(削除)	平成二十八年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

3 (略)	平成二十九年三月三十一日	(略)
	平成二十九年九月三十日	(略)
	平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する法律。

3 (略)	平成二十九年三月三十一日	(略)
	平成二十九年九月三十日	(略)
	(新設)	(新設)

改正案		現行	
附則			
<p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
平成二十五年三月三十一日	(略)	平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)
(削除)	(削除)	平成二十八年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十九年三月三十一日	(略)	平成二十九年三月三十一日	(略)
平成三十三年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定	(新設)	(新設)

する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するしよ。

改正案

現行

(注) 傍線は改正部分を示す。

附則		附則	
(所掌事務の特例)		(所掌事務の特例)	
<p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
平成二十五年三月三十一日	(略)	平成二十五年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)
平成二十八年三月三十一日	(略)	平成二十八年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十九年三月三十一日	(略)	平成二十九年三月三十一日	(略)

2 (略)	平成三十四年三月三十一日	平成三十三年三月三十一日	月三十一日
	(略)	<p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	
2 (略)	平成三十四年三月三十一日	(新設)	月三十一日
	(略)		(新設)